

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年3月31日

徳島市監査委員 尾田正則  
同 藤原晃  
同 土井昭一  
同 武知浩之

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の対象

#### 1 対象部課等

上下水道局 総務課、経営企画課、お客さまセンター、水道整備課、水道維持課、浄水課、下水道整備課、中央浄化センター、北部浄化センター

#### 2 対象期間等

令和4年4月1日から令和4年12月31日までに執行した財務に関する事務

### 第2 監査の実施期間

令和5年1月19日から令和5年3月27日まで

### 第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

### 第4 監査の結果

上下水道局における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

## 改善・検討を要する事項（指摘事項）

### 《水道事業会計》

#### 1 財産管理事務

- (1) 行政財産使用料の減免手続が適正に行われていないものがあった。

### 《公共下水道事業会計》

#### 1 収入事務

- (1) 不納欠損処分の決裁において、決裁権者が適正でないものがあった。

#### 2 契約事務

- (1) 契約締結の決裁は受けているが、契約書に上下水道事業管理者の押印がされていないものがあった。

#### 3 財産管理事務

- (1) 行政財産の使用許可等において、許可手続が適正になされておらず、金額及び根拠条項を誤っているものが散見された。